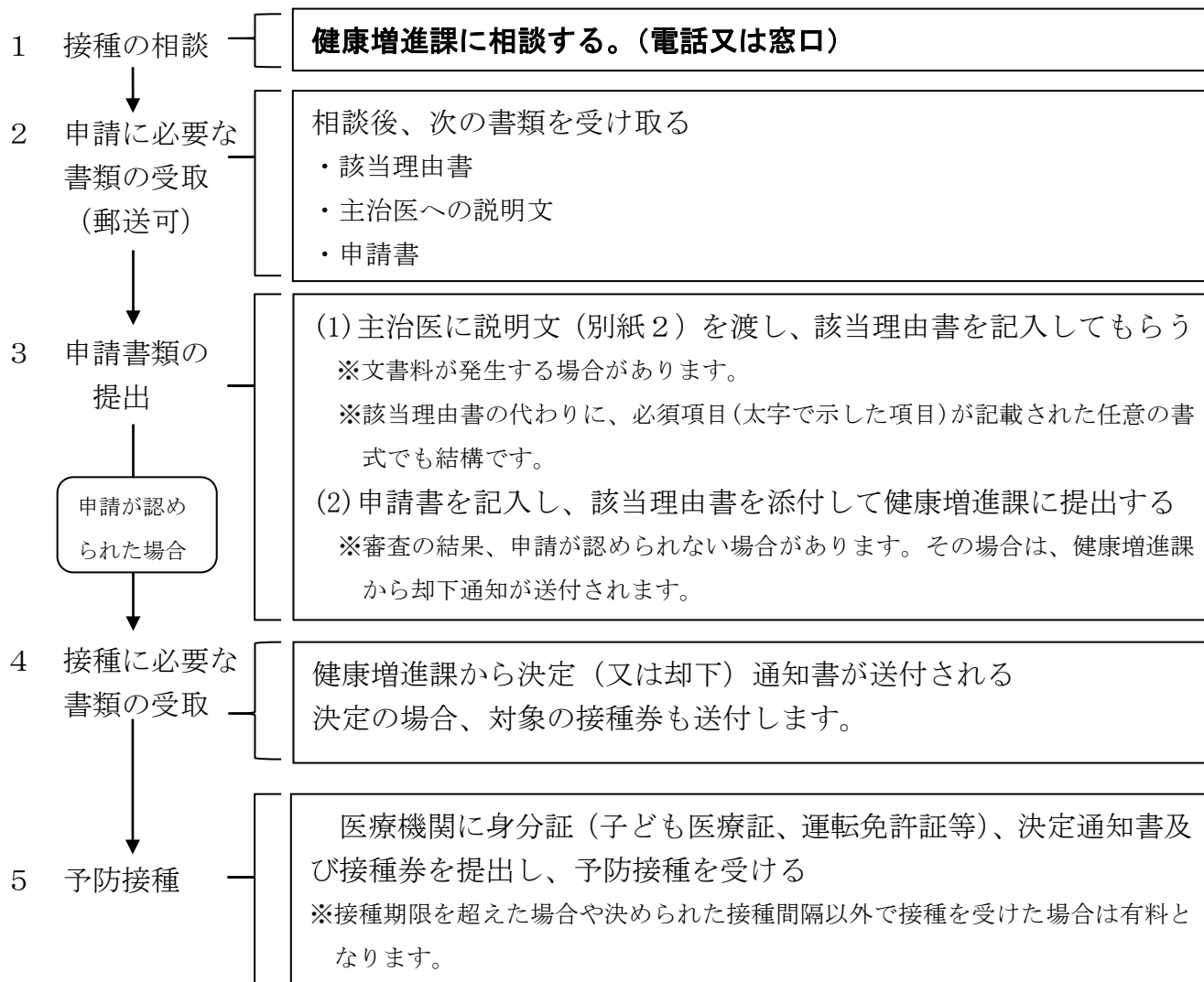


長期療養を必要とする疾病にかかったため、定期接種を受けることができなかった方へ

定期接種は、予防接種法に定められた期間に受ける必要がありますが、長期療養を必要とする疾病に罹患する等の特別な事情により、その期間内に受けることができなかったと市長が認めた場合は、定期接種として受けることができますので、次の手続きを行ってください。



○接種期限について

予防接種不適当要因が解消された日から2年(高齢者肺炎球菌は1年)未満です。ただし、次のワクチンについては次に示す年齢条件を超えない範囲となります。

- | | |
|-----------|-----------|
| ア 五種・四種混合 | 15歳に達するまで |
| イ BCG | 4歳に達するまで |
| ウ ヒブ | 10歳に達するまで |
| エ 小児用肺炎球菌 | 6歳に達するまで |

○指定医療機関以外(愛知県広域又は県外)の医療機関で接種を受ける場合、別に手続きが必要です。希望の方はお申し出ください。

(問い合わせ先 春日井市健康福祉部健康増進課 予防担当 0568-85-6168)